別記第13号様式（第8条関係）

徴　収　金　決　定（変更）通　知　書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

多古町長　　　　　　　　印

母子保健法に基づく低体重児の届出、養育医療の給付等に関する規則第8条の規定により、

次のとおり徴収金の月額を決定（変更）したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 受療者氏名 |  |
| 徴収金（月額） | 円　　　　　　　　　 |

注

　１　入院期間が1月に満たない場合の徴収金の額は、徴収金の月額の日割計算により得た額とする。

　２　徴収金の月額が、母子保健法第21条第１項の規定により町が支弁した額を超える場合は、当該支弁した額を徴収金の額とする。

　教示

　　１　この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、多古町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると　　　　をすることができなくなります。）。

　　２　この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、多古町を被告として（訴訟において多古町を代表する者は多古町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する　　　　処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。